

様

通所介護相当サービス
(第1号通所事業)
重要事項説明書

株式会社 泉 倉 庫
いづみ介護サービスおがわ

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(東近江市 2570500724号)

当事業所はご利用者に対して介護予防通所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容についてご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 泉倉庫 |
| (2) 法人所在地 | 滋賀県甲賀市水口町泉1150番地1 |
| (3) 電話番号 | 0748-62-0681 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 岸村嘉幸 |
| (5) 設立年月日 | 昭和49年4月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 事業所の種類 | 介護予防通所サービス |
| (2) 事業所の名称 | いづみ介護サービス おがわ デイサービス |
| (3) 事業所の所在地 | 滋賀県東近江市小川町3317番 |
| (4) 電話番号 | 0748-42-1777 |
| (5) 管理者 | 瀧 加奈子 |
| (6) 開設年月日 | 平成22年11月1日 |
| (7) 利用定員 | 34人 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
東近江市（旧能登川町、旧五個荘町）
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	月～土 9:15～16:30

※休業日　　日曜日、年末年始（12/30～1/3の5日間）

※自然災害や感染症蔓延、又は都合により臨時休業となる場合がございます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して介護予防通所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管 理 者	1名	(常勤)
生活相談員	3名	(常勤)
介 護 職 員	10名	(常勤・非常勤)
看 護 職 員	2名	(常勤・非常勤) (兼務・機能訓練指導員)
調 理 員	2名	(非常勤)
事 務 職 員	1名	(非常勤)
送迎運転手	4名	(非常勤)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2種類があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス(介護保険給付対象)

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 送迎サービス

- ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、実施地域を超えた
地点より路程1kmあたり20円の送迎費をご負担いただきます。

② 健康チェック

- 来所時、入浴前に看護職員にて健康チェック（体温・血圧・脈拍の測定）を
いたします。

③ 食事サービス

- 職員と一緒に話をしながらゆっくり楽しく食べていただきます。必要な方には
食べやすいように刻むなど、お手伝い・見守りをさせていただきます。

④ 入浴サービス

⑤ 生活指導

⑥ 日常動作訓練

⑦ レクリエーション

※介護保険制度改定に伴いサービスに変更があった場合、別紙にて担当者
よりご説明し、ご利用者の同意をいただきます。

〈サービス利用料金（月額）：予防給付費〉

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス料金は、ご利用者の要介護度及び介護保険負担割合証に応じて異なります）※下記表参照

☆介護保険の給付額や負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

■介護予防通所サービス 介護費 (回)

ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要支援1 事業対象者	要支援2
単位数	4 3 6 /回	4 4 7 /回
利用回数	月 4 回まで	月 8 回まで
月 4 回、月 8 回 を超える場合	1, 7 9 8 /月	3, 6 2 1 /月

※ 送迎料金、入浴料金は、サービス利用料金に含まれます。

※ 送迎減算 家族等送迎の場合は片道 4 7 単位の減算となります。

※地域区分により、1 単位当り 10. 14 円の算定となります。

※サービス提供体制加算 II

事業対象者・要支援 1 【7 2 単位/回】 要支援 2 【1 4 4 単位/回】

※ 介護職員処遇改善加算 加算 I 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定します。【加算率 9. 2 %】

(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただくサービス(介護保険給付対象外)

以下のサービスは、利用料金の全額をご利用者の負担とさせていただきます。

① 食事の提供（食費）

・食費は、1 食 750 円（おやつ代含む）とさせていただきます。

② レクリエーション活動

・ご利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただくこともあります。

③ 排泄用品について

・デイサービスご利用中に排泄用品を提供した場合については、実費でのご負担とさせていただきます。

④ 衛生用品について

・デイサービスご利用中に衛生用品を提供した場合については、実費でのご負担とさせていただきます。0

(3) 利用料金お支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用はサービス利用終了後翌月10日前後に請求書を発行しますので、翌月27日に口座引き落としてお支払いいただきます。現金でのお支払いの場合も翌月27日までとさせていただきます。

(4) サービス利用の中止

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、介護予防通所サービスの利用を中止することができます。この場合には、実施日の当日午前8時30分までに事業所に申し出てください。

【連絡先】(電話番号) 0748-42-1777

(5) サービス利用の変更

ご利用者が介護予防通所サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。該当利用者に係る介護予防支援事業所への連絡、その他の必要な援助を行います。

6. サービスのご利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたり、ご利用者・家族等の方々は以下の点にご留意ください。

- ① 施設内・敷地内で飲酒・喫煙をなさらないでください。
- ② 以下の物を施設内に持ち込まないでください。
 - ・火気(ライター等)
 - ・他人を殺傷するおそれのある刃物類
 - ・酒類
 - ・その他介護サービス利用に際し、不適当と思われる物品
- ③ 他のご利用者・家族等、サービス従業者に対し、迷惑を及ぼすような行為(宗教活動・政治活動・営利活動等を含む)をなさらないでください。
- ④ 貴重品はできるだけ施設内に持ち込まないでください。持ち込まれる場合は、ご自身の責任で保管・管理を行ってください。

7. 秘密保持について

- (1) 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務は本契約終了後も継続します。
- (2) (1)にかかわらず、事業者及びサービス従事者は、利用者に生命・身体の保護のための必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者及びサービス従事者は、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者及びその家族等から予め文書で同意を得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を用いることができるもの

とします。

- (4) 事業者及びサービス従事者は、利用者及びその家族等から予め文書で同意を得た上で、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、責任者を選定し、虐待防止等を啓発・普及に努めるものとします。

9. 非常災害対策

- (1) 事業者は、防火管理についての責者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- (2) 事業者は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者の避難、救出その他必要な訓練を行います。

10. 衛生管理等

- (1) 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1.1. 苦情・相談の受付について

当事業所は苦情・相談受付窓口を設置しておりご利用者・家族等からの苦情・相談に迅速、適切に対応します。また、当事業所への苦情やご意見は、行政機関やその他苦情受付機関（（2）の表）に相談することもできます。

（1）当事業所における苦情・相談の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○相談・苦情受付窓口　【担当者】瀧加奈子・佐藤香絵・門田晃輝

○受付日時　月曜日～土曜日（8：30～17：30）

電話番号　0748-42-1777

Fax番号　0748-42-5777

（2）行政機関その他苦情受付機関

東近江市 健康福祉部　長寿福祉課	〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号 TEL : 0748-24-5678 FAX : 0748-24-1052
滋賀県国民健康保険連合会	〒520-0043 大津市中央4丁目5番9号 TEL : 077-510-6605 FAX : 077-522-2628
滋賀県運営適正化委員会	〒525-0072 草津市笠山7-8-138 滋賀県長寿社会福祉センター内 TEL : 077-567-4107 FAX : 077-561-3061

1.2. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族等、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

1.3. 第三者評価について

提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

附 則

平成26年 4月1日 一部改定
平成27年 1月1日 一部改定
平成27年 4月1日 一部改定
平成27年 5月1日 一部改定
平成27年 8月1日 一部改定
平成27年1 1月1日 一部改定
平成28年 4月1日 一部改定
平成29年 4月1日 一部改定
平成29年 9月1日 一部改定
平成29年1 1月1日 一部改定
平成30年 4月1日 一部改定
平成31年 1月1日 一部改定
令和 1年10月1日 一部改定
令和 2年 8月1日 一部改定
令和 3年 4月1日 一部改定
令和 4年 4月1日 一部改定
令和 4年 6月1日 一部改定
令和 4年 9月1日 一部改定
令和 5年10月1日 一部改定
令和 6年 6月1日 一部改定
令和 7年 4月1日 一部改定

令和 年 月 日

介護予防通所サービスの内容について、私は、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

株式会社泉倉庫

いづみ介護サービス おがわ デイサービス

説明者

職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から介護予防通所サービスの重要事項の説明を受けました。

※利用者が署名できないときは、代理人が利用者欄と代理人欄に署名願います。

本 人

[住 所] _____

[氏 名] _____

代理人

[住 所] _____

[氏 名] _____

自署確認印

※ 介護保険制度等改定についての内容説明とご利用者同意について

説明年月日	介護保険制度等改定についての内容	担当者 説明印	同意年月日	ご利用者同意 (サインまたは印)
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	

